

令和3年度第6回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和3年9月1日（水）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、塩川委員、原田委員

欠席委員：金津委員

事務局出席者：寺本副教育長、成相副教育長、教育総務課長、教育総務課教育指導官、
学校教育課長、学校管理課長、学校給食課長、生涯学習課長、
青少年支援センター事務長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は、お手元の次第の通り議案が4件、その他報告案件が5件ということになっている。

まず、このうち議案第15号の公開・非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思う。会議規則第2条第1項但し書きによると、人事に関する事件、その他の事件については、教育長又は委員の発議により、出席した教育委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができることになっている。

議第15号については、皆美が丘女子高の採用試験に関わる個人情報を取り扱う案件であり、これは非公開の審議としたいと思う。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については討論は行わずにその可否を決することとなっている。

それではお諮りをする。本日の議第15号については非公開の取扱いとすることに異議はあるか。

……………異議なし……………

異議はないため、議第15号については非公開とさせていただく。

この決定により、教育委員会会議を一旦閉じた後に引き続き非公開で委員会を開催し議題15号について審議を行うため、委員の皆様方はよろしく願いをする。

なお、本日は金津委員から欠席の届けをいただいているため、御紹介申し上げておく。

それでは、本日の会議はいつもの通り、新型コロナウイルス感染症防止対策のため必要な措置を講じた上で開催する。出席者については必要最小限の人数での対応とすることになっているため、御理解をいただきたいと思う。

2 会議録の確認（令和3年度第5回）

…………意見・修正なし…………

3 会議録署名者の指名（多々納委員、原田委員）

4 議事【議案4件】

○藤原教育長

本日、議案が4件提出されているが、議第15号については先ほど決定したように非公開とするため、後ほど審議をさせていただきたいと思う。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議第12号 令和2年度松江市教育委員会点検・評価報告書について】

○教育総務課長

議案は1ページである。併せて議第12号別冊を御覧いただきたいと思う。

点検・評価報告書については、教育委員の皆様や有識者会議によって意見をいただき取りまとめたところである。

内容については、これまでの協議会や検討会議の場で御説明をしているため、中身のほうは割愛をさせていただきたいと思う。

前回の原案に、3名の有識者委員からの意見をいただいております、その意見については別冊の158ページから163ページにいただいた意見を原文のまま掲載をさせていただいている。

本日、有識者委員の意見を一覧にしたもの、A4横の様式になろうかと思うが、皆様に配付をしているため、そちらで委員の意見の主なものを御説明したいと思う。一覧にしたものについては、分類ごとに意見をまとめさせていただいている。

まず教育委員会についてであるが、総合教育会議にてコロナ禍の子供の学びの保障について意見交換をというようにいただいている。

今年度については、教育大綱の改定の年となっている。教育大綱は市長が招集する会議で、市長と教育委員が協議をする場ということになっている。現在のところ、本年度末のところになるかと思うが、2月ないし3月のところで総合教育会議を開催し、大綱の策定を議題として行っていきたいと思っている。その中でも、コロナ禍のことは大綱の中に載せざるを得ない重要な事項だと考えているため、その場でもしっかり御議論をいただきたいというように考えている。

それから、報告書の記述方式についても用語解説等の意見をいただいている。こちらについても来年度の報告書からできる限りの対応をしていきたいというように考えている。

その下に人事権移譲の御意見をいただいている。「新市長、新教育長の体制となっているため、方針を早急に示しアナウンスすべきである」という意見をいただいている。こちらについても教育大綱の改定等に併せてきちんと議論をしていきたいというように考えている。

それから、その下の学校の働き方改革であるが、こちらについては取組の評価をいただいたというところである。

その下、学力向上についてであるが、ICT活用教育について、さらなる研修と活用の充実。それから図書館司書配置事業では、引き続き司書の継続の御意見をいただいている。ICT活用教育については、遠隔授業の実施・検証を行うなど、課題分析を行いながら取り組んでまいりたいと考えている。

その下、メディア漬けから子供を守る、こちらについては保護者向けのパンフ作成や講演会等の機会の拡大の意見をいただいている。こちらも実施に向けて取り組んでまいりたいと考えている。

それから、一番下のところ、ふるさと教育になる。松江城の授業、これは6年生の子が全て松江城に行って松江城のことを学ぶという授業になっているが、こちらは高い評価をいただいているところではあるが、「それ以外の松江の魅力について期待する」という意見をいただいております、充実に努めてまいりたいと考えている。

A4の一覧表の裏面を御覧いただきたいと思う。

一番上の生徒指導サポート事業についてであるが、こちらは様々な対策や対応について御評価をいただいているところであるが「さらなる充実を期待する」という意見をいただいている。

子育て環境の充実については、児童クラブについて、18 時以降の延長保育ニーズに対する意見をいただいているため、こちらはしっかり検討してまいりたいと考えている。

それから図書館についてであるが、御承知の通り令和 4 年度からプラバホールの改修工事に入ることによって「それに伴う代替サービスを」という御意見をいただいている。こちらは、令和 4 年度の予算にこの代替サービスの予算を盛り込んで対応していきたいというように考えている。

その下、子供の貧困、子育て環境日本一実現について、教育委員会だけではなく福祉などの他部局との連携の御意見をいただいております、こちらも引き続き連携の密にしたいというように考えている。

こちらの意見の説明は以上である。

今回、この議第 12 号で議決をいただければ、その後議会へ報告し、ホームページ等で公表したいと考えている。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

市長にも説明をしたところ「この厚い本は誰も読まない」と言われ、「概要版をつかってほしい」という指示をいただいている。これだけのボリュームがあるものを、どうすれば分かりやすく概要版にできるのかと思っているのだが、是非そういうものをつかって、それから先ほどの意見にもあったように、中学 2 年生くらいの人を読んでも分かるような書き方というのを考えていかなければいけないと思うため、その概要版も分かりやすさというのをよくよく考えた上で策定して、ホームページでもそれを読むと大体のことが分かるというような形のものができれば良いと思っているところである。

それでは、議第 12 号については承認するという事でよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 12 号については承認された。

【議第 13 号 令和 3 年度松江市一般会計補正予算（第 6 号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課長

議案は 3 ページからとなる。この度市長に調製依頼する補正予算について、主なものについて御説明をする。資料の 5 ページをお開きいただきたい。

5 ページの No. 3、4、6。そしてページをめくっていただき、7、8。それから 11 の一部については、国の令和 2 年度補正予算に呼応し、繰越事業で実施するため、令和 3 年度予算計上分を減額するものである。

5 ページにお戻りをいただき、No. 2、5。こちらについては、ふるさと指定寄付金を活用し、出雲郷小学校、東出雲中学校に教材備品を整備するものである。

めくっていただき、6 ページである。No. 9、「はやぶさ 2」帰還カプセル展示事業費についてである。小惑星探査機はやぶさ 2 が、6 年に渡る宇宙の旅を経て届けた帰還カプセルを展示するもので、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が展示協力団体の公募を行い、松江市が応募したものである。なお、中国地方では松江のみということである。

それから、その 2 つ下になるが、No. 11、学校給食施設整備費についてであるが、西学校給食センターの空調の設備更新による増額があった。先ほど説明した国の補正予算に伴い減額となるものがあるため、トータルでは減額という補正額となっている。

1 つ戻って No. 10 であるが、No. 10 と No. 12 については、7 月の大雨による被害に関するものになる。No. 10 については、乃木公民館の雨漏りの対応のため、新しい防水シートを設置するものである。No. 12 については、忌部幼稚園の園庭の先の法面が崩落したため、その復旧工事を行うものである。

歳出の説明は以上である。

続いて、歳入の説明に移らせていただく。7 ページをお開きいただきたいと思う。

1 番の国庫支出金、8 ページの 16、17、19 番、こちらの市債については、先ほど歳出で御説明をしたが、7 月の大雨による被害の修繕や復旧等に充当するものである。

ページをお戻りいただき、2 番、3 番、4 番、5 番の国庫補助金。それから、8 ページの 12、13、14、15、16。それから 18 の一部の市債については、先ほど歳出で御説明をしたが、国の令和 2 年度補正予算に呼応し、繰越事業で実施するため、令和 3 年度の予算計上分を減額するものである。

お戻りをいただき、7 ページである。こちらの7 ページの9 番、8 ページの10 番、11 番については、ふるさと指定寄附金を受け入れるものである。

それから、18 番の保健体育債については、これも先ほど説明した国の補正予算に伴い減額があった。それ以外に空調更新や修繕費に充当するためにトータルで増額をするというものである。

続いて、9 ページの債務負担行為である。

1 番の島根スクールバス運行事業についてであるが、来年4 月のスタートからスクールバスを運行するために、年度内に運行业者を決定する必要があり、債務負担行為を設定するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

ここに書いてあるいろいろな学校施設の改善事業というのを今年度、当初4 月の予算に盛っていたのだが、2 年度に国が補正予算というものを付け、市はそれを活用して、要は国のお金をたくさん使って、令和2 年度の補正予算で3 年度にやることになった。したがって、3 年度の頭に付けていた予算を全部落として、この繰り越した予算で事業をするという補正である。

あとは、この間の雨や風などで災害が起こっているため、その災害の対応をする部分が多い。

そういう中で1 つ明るいことは、「はやぶさ2」の展示会の話であるため、これはコロナ禍の中ではあるが、できるだけ多くのお子さんに見ていただいて、興味・関心を持っていただければというように思っているため、そういった補正があるということである。

もう1 つは、前回も出た債務負担行為という言葉であるが、これは行政がやるのは単年度の会計であるため、来年の準備をする金というのは、予算の裏付けがないとその行為ができないため、令和4 年度の準備をするためにこういう債務負担行為というのを設定し、令和3 年度からその準備をするという予算である。そのように御理解をいただければと思う。

今、簡単に若干解説を加えた上で、何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

大雨やコロナなど非常に厳しい中で、教育長も先ほどおっしゃったように、「はやぶさ 2」のことは中国で松江だけということで、子供さんももちろん全員に見てほしいですし、もし可能なら保護者も見せていただきたいという気持ちもある。そうすると家庭でもいろいろな話題になるのではないかと。どういう方法で展示されるのか、密を起こさない状況をつくらなければいけないため厳しいと思うが、できるだけたくさんの方の学校関係者に見ていただけると良いと思う。御検討いただければと思う。

○藤原教育長

これは有料なのか。

○寺本副教育長

「はやぶさ」の展示については、展示物を貸し出してくださる JAXA さんの条件として、無料での展示ということになっている。現在、来年の 2 月にテルサを使い、いわゆる展示会というのを実施するという形になっている。

気持ちとして、子供さんたちにもたくさん見ていただきたいというのがあるのだが、会そのものは広く一般に向けた展示会になっているため、多くの皆様方と一緒に「はやぶさ」の功績も含め共有できればというように思っている。

○藤原教育長

昨日、議長にも説明したのだが、議長からも「全員に見せろ」と。そういう意味では公共交通機関の拠点のテルサでということも考えたところである。工夫をしていきたいと思う。

ほかに何かあるか。

○塩川委員

8 月の記録的な豪雨によって、先ほど報告があった公共施設もいろいろ被害があったということなのだが、どこの施設も月 1 回を目途に安全点検を実施していると思う。学校の例をとると、火災や地震など、日々点検を強化しているところだと思うが、近年の集中豪雨、ゲリラ豪雨に向けての対策というのはなかなか不十分なところがある

と思う。日々の安全点検に加え、集中豪雨という観点で施設等の安全点検を是非日常の点検以外に実施していただければと思う。

○学校管理課長

日々の学校管理・施設管理への激励をいただいたと受け止めている。

今お話があった通り、ここ1、2年を見ても、本当に過去では考えられないような短時間にすごい勢いで雨が降ってくることが多くなった。

また、先般の台風9号は暴風だった。特に川津から八束のほうへ抜ける地域一帯が市内でも特に風が強かったと思われ、校舎の屋根などに被害を受けており、今、懸命に対応しているところである。この台風9号では、市内小中47校のうち22校が何らかの被害を受けた。被害の大小はあるものの、2学期のスタート前ということもあり、今は学校や校務技師たちと連携をとって対応しているところである。

現在、校務技師は各校に1名ずつ配置しており、日々、学校と連携をとって作業を行っている。災害の備えの対応、とりわけ台風が予想される時は、溝さらいや雨樋の掃除などを入念に行うなど、経験を活かしながら、何とか被害が軽微で治まるよう、各校で努めているところである。

先ほどのお話は、激励と受け止めさせていただき、今後もこうした災害に対して、被害をできる限り最小に留められよう、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

私も今の話を聞いて思い出したのだが、うちの校区は物置が倒れていたと思い、保護者の立場で学校を歩いていても、こういうところに物置があると気付いていなかったということがあった。普段歩いていても自分でも気付いていないというか、これが倒れてくるという意識がなかったというところに気付き、是非ともそういう各学校で起きた、こういうことがあったということを皆さんで共有していただき、今後につなげていただきたかったと思った。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 13 号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 13 号については承認された。

【議第 14 号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○学校教育課長

11 ページを御覧いただきたい。

取得の目的は、市立の小中学校及び義務教育学校に電子黒板を配備するものである。

取得する財産は、電子黒板 137 台となる。なお、リース契約満了後には、所有権の移転を行うものとなる。

納入場所は市立の小学校及び義務教育学校で、納入期限は令和 3 年 10 月 31 日となる。

なお 12 ページのとおり、取得の方法は一般競争入札とし、取得金額は 5,825 万 4,240 円となる。

取得の相手方は、株式会社えすみ松江営業所となる。

御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

通常リースだと議決はいらないのだが、先ほど申し上げたように、リース期間終了後、財産の移転を伴うため議決をいただくということであるため、そういう御理解をいただきたいと思う。

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 14 号については承認された。

5 その他報告【5 件】

○藤原教育長

本日、その他報告が5件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【その他報告（1） 専決処分の報告について（令和3年度松江市一般会計補正予算（第5号）（教育予算）】

○教育総務課長

議案集は15ページからとなる。

16ページをお開きいただきたいと思う。本報告については、7月の大雨災害により、その修繕や復旧等、緊急に対応するため、令和3年7月29日に専決処分を行ったものである。

前回の教育委員会会議の中でも専決処分のお話を差し上げたかと思うのだが、通常でいくと、この補正予算については議会の開催に併せて議決をいただくというものであるが、議会を開く暇がないもの、こういった緊急に生命など、そういったものに関するものについては専決処分ができるということになっているため、緊急対応のため専決処分をしたというものの報告となる。

それでは、歳出のほうから御説明を差し上げたいと思う。17ページをお開きいただきたいと思う。

No.1についてであるが、こちらは7月の大雨により、美保関の県道松江鹿島美保関線、こちらの法面が崩落し、車両の通行ができなくなるという状況があった。それに従い、通学が困難となった千酌・笠浦の児童生徒に対し、通学及び夏休みの学校活動のために臨時的にバスを運行するものである。

それから、その下のNo.2については、こちらは先ほど補正予算の中でも触れたのだが、忌部幼稚園の法面崩落の緊急対応として、ブルーシートの設置や危険区域への立ち入りができないよう、簡易フェンスを設置するものである。

それから、その下のNo.3については、出雲かんべの里地内の遊歩道が崩落したということで、迂回路を設置するものである。

それから、その下のNo.4については、東出雲公民館の2階の大ホール舞台天井アスベスト囲い込みボード、こちらが一部落下したということで、再設置をするものである。

それから、その下のNo.5についてであるが、女子高の法面が崩落したということで、

そちらを復旧するものである。

一番最後の No. 6 についても、忌部幼稚園の法面が崩落し、その復旧工事に関わる測量設計や仮設道路の借り上げなどの業務を行うものである。

次に、歳入を御説明したいと思う。18 ページをお願いします。

No.1 から No.3 については、先ほど歳出で説明したが、女子高の法面復旧及び忌部幼稚園の法面復旧に充当する国の補助金及び市債である。

報告は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

御覧になった通り、こうして予算として計上されているものでもこれだけある。これは大雨の対応、法面の崩落というのがいろいろなところで起こっているため、それから通学路に影響が出たような県道の法面の崩落など、そういったところもあるため、それを緊急対応したという内容である。

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（1）については以上とする。

【その他報告（2） 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○学校管理課長

資料 19 ページを御覧いただきたい。

この報告は、学校の校務技師の作業によって、他の方が所有する物品に損害を与えものであり、その賠償額について定めていただくとするものであり、被害について修復いただくにも、早期の対応が求められる状況にあったため、専決処分の手続きをとらせていただいたものである。詳しくは 20 ページを御覧いただきたい。

専決処分書。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会から委任された事項について専決処分するものである。「記」から下の行をご覧いただきたい。

事故が起きたのは、今年の 6 月 8 日午前 10 時 15 分頃のことで、場所は浜乃木八丁目 2 番 58 号でした。地番だけでは分かりにくいので、補足すると、これは湖南中学校のテニスコートの隣接地が現在は駐車場となっており、その所在地である。

概要としては、日頃から学校と校務技師が連携して各種の作業を行っており、その日も学校からの依頼を校務技師が受け、敷地の草刈り作業を行ったところ起きた事故である。どこの学校においても、毎年そういう作業は気を付けて行っているが、今回は、テニスコートの脇の草を刈っていたところ、草刈機の刃に当たって小石が飛散し、それが隣接地に駐車中の普通乗用車の後部窓ガラスに小石が当たり、砕けて破損させてしまったというものである。

これを修理・修復する費用が損害額であり、それが7万2円ということである。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○原田委員

今回のこの件は、校務技師さんが行われていた作業でということだったのだが、各学校、毎年奉仕作業があるのだが、保護者がそうやって奉仕作業に参加していて、こういうことがあった場合にも、このようにみていただけるのか。

○学校管理課長

毎年、学校で行われる代表的な例が奉仕作業だが、そうした作業については、各校でその作業を行うときだけの保険を掛けている。

そのため、こうした校務技師の業務にかかる賠償保険とは種類が異なり、奉仕作業については、その種の保険で対応することになる。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（2）については以上とする。

【その他報告（3） 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○学校給食課長

21 ページをお願いします。議会の委任による専決処分の報告についてである。

22 ページをお願いします。まず、事故発生日時である。令和 3 年 5 月 28 日、午後 3 時 30 分ごろである。事故発生場所については、第二中学校グラウンドに隣接している北学校給食センターの駐車場である。事故概要は、雑木の枝が折れ、これが落下し、駐車中の相手方車両に接触し、車両後部を損傷させたものということである。損害賠償の額は 9 万 2,070 円であり、これは全額、市が加入している保険にて対応する。なお、相手方とは令和 3 年 8 月 12 日に示談が成立しているため、報告する。

また、事故再発防止のため、7 月 10 日、業者委託によりこの雑木を伐採した。

報告は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（3）については以上とする。

【その他報告（4） 債権放棄について】

○生涯学習課長

本件は、滞納繰越分の児童クラブ使用料について、松江市債権管理条例第 7 条第 1 項の規定により債権放棄を実施し、同条第 2 項の規定により議会報告を行うものである。

報告については、債権放棄日の属する年度に係る決算認定議会にて行うということが条例の施行規則に定められているため、9 月議会に報告するものである。

児童クラブ使用料の滞納債権のうち、過去に発生したものについては、これまで時効管理をきちんと行えていなかったということもあり、対応に苦慮していたのだが、昨年 4 月 1 日付で松江市債権管理条例が施行されたことを契機とし、債権放棄の実施により、滞納債権の整理を図るものである。

24 ページである。放棄した債権の件数は 221 件、合計金額は 92 万 8,700 円。発生年度金額等の内訳については、下記の表に記載をしている。

放棄した理由については、債権管理条例 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に該当として

いるが、その理由については、25 ページに記載の通り、第 1 号は破産免責等、第 5 号は消滅時効の完成を指している。

平成 13 年度から平成 24 年度に発生した債権については、時効期間 5 年が経過しているため、基本的には 5 号の消滅時効の完成が該当しているが、債権者が破産免責に該当することが判明したものについては、1 号を放棄理由としている。

併せて、平成 29 年度に発生した滞納債権のうち、2 件についても破産免責に該当することが判明したため、併せて第 1 号として放棄を実施している。

これらの債権放棄日は令和 3 年 3 月 17 日である。

説明は以上である。

○藤原教育長

先ほども説明があったように、令和 2 年に松江市債権管理条例というのを新たにつくり、従前のなかなか整理が難しかった債権について、今議会で全庁的に一括でこの整備をするということであり、今回、教育委員会分がこれであるということである。

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

お尋ねする。今回の債権放棄というのはやむを得ないと思うのだが、かつて学校給食費等の集金が話題になったような記憶があるのだが、こういう児童クラブの使用料というのはどういう支払方法なのか。銀行振込や、その使用料を担当の窓口に持っていくとか、現在どのような形式で使用料を払うということになっているのか。お尋ねしたいと思う。

○生涯学習課長

通常、児童クラブの使用料は、保護者さんの意向により、口座振替又は納付書をお渡しし、納付書払いをしていただくという形になっている。その月の使用料について、その月末までを納期限として払っていただいております。そこで未納が発生した場合には翌月に督促状送付。それから、それ以降も催告という形で納付をお願いしているところである。そういった状況で、いろいろ電話などで状況確認をさせていただいたり、場合によっては減免の制度なども御説明をしてというようなところで実施をしている。

○多々納委員

集金というのは難しいものである。

○藤原教育長

今、口座振替は何%くらいなのか分かるか。

○生涯学習課長

はっきりとは分からないが、大半が口座振替を利用しておられると思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（４）については以上とする。

【その他報告（５） 令和３年度松江市成人式について】

○青少年支援センター事務局長

資料は 26 ページである。

今年 1 月に開催を予定していた成人式であるが、12 月の時点で全国的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期とさせていただいた。この度延期先の日程等を決定したため、その報告をする。

開催日であるが、令和 3 年 11 月 21 日の日曜日。会場は、くにびきメッセ大展示場である。

新成人は、平成 12 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日生まれの方で、昨年 9 月 15 日の時点であるが、男性が 1,076 名、女性が 1,023 人の合計 2,099 人が対象となる。例年だと約 1,700 人の出席がある。

式典についてであるが、そういった新型コロナウイルスの感染防止に万全を期す考えであり、例年は午前中に 1 回の開催をしていたが、今回は新型コロナウイルス感染防止を第一に考え、出席者の人数を分散させるということで、午前と午後で二部の構成とする。午前の部が橋北地区にお住まいの方、又はその中学校の卒業生。午後の部

が橋南地区にお住まい、又はその中学校の卒業生を対象としている。

教育委員の皆様方にも毎年来賓として御臨席をいただいているが、今年度は午前・午後それぞれ代表の方1名ずつ御出席いただきたいと思います。どなたに御出席いただくかというのは、また後日御相談させていただこうと思っている。

来賓の方については他の団体も一緒であり、公民館長会・自治連等々も代表者の方1名ずつの参加をお願いしている。

新型コロナウイルス感染拡大、本当に懸念されているところではあるが、現段階としての方針を以下にお知らせしたいと思う。

まず、主催者としての対策である。原則として、緊急事態宣言・まん延防止重点措置地域に居住しておられる方は出席をお断りする。また、島根県が同様の地域に指定された場合には、会場での開催を中止し、模擬式典の動画配信での開催を考えている。

ただ、現在でも感染拡大が続いている状況であり、現在、本市独自でも、少なくとも9月12日までは、人の流れをつくるイベントは実施しないと市民の方に呼びかけをしている。このような状況が続けば、国から緊急事態宣言などの指定がなくても、どうするかというのは検討していきたいというように考えている。慎重に判断をしたいと思っている。

また、先ほど申し上げたように、午前・午後の分散開催をすることにより、会場に余裕ができるため、新成人に対しては着席をいただき、座席間隔を確保し、密にならない環境をつくる。

当然のことながら、玄関入り口ではマスクの着用・検温・消毒を徹底するため、各種スタッフを配置する。

また例年、式典終了後に成人式実行委員が企画するイベントも今年度は行わない。式典が終了したらすぐに帰っていただくということを決めている。

また、新成人に対する協力要請として、新成人には出席カードをあらかじめ配付し、住所や連絡先、当日の体温などを記載して入場していただく。そして、この出席カードには会場の座席に貼付している座席シールというのを予定しており、それを着席した新成人に添付していただき、それを回収することにより、誰がどこに座ったか、出席者の把握を可能とする仕掛けを考えている。

この出席カードについては、本市に住民票がある方については、案内状に同封してお渡しする。それ以外の市外在住者については案内状が送付できないため、島根電子

申請サービスを活用し、出席の意思表示をいただいた方については、個別に郵送する予定にしている。

また、式典前後には大人数での会食を控えるよう、同センターのホームページや当日のアナウンスなどで呼びかけることにしている。結構クラスターというのが式典自体ではなく、前後の同窓会であるとか、そういった会食が要因になっているというのが大半であるため、そういったことも気を付けたいと思っている。また、接触確認アプリ『ココア』の登録の呼びかけをしていく。

これらの感染防止対策は、本市で考案した対策に加え、中核市、62 都市あるのだが、そういった先進事例を全てぜ取り入れたものであり、ついでながら松江保健所からも、「開催にあたっては、この対策を徹底してほしい」というコメントをいただいております、否定するコメントはいただいていないため、全力でこの対策を講じていきたいというように考えている。

当事者にとっては一生に一度しかない成人式であるため、全力を挙げて感染防止対策を徹底し、新成人の願いを叶えていきたいと思っているため報告する。よろしくお願する。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（5）については以上とする。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和 3 年度第 7 回教育委員会会議】

日時：10 月 27 日（水）14：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

それでは、以上をもって令和３年度第６回教育委員会会議を一旦終了とさせていただく。引き続き委員会を非公開の委員会に切り替え審議を行いたいと思うため、関係者以外の皆様は御退席をお願いする。